

# 一時里親と里親 って何が違うの？

大きな  
ポイント2つ!!

## 一時里親の場合

- 研修がありません
- 長期休暇や週末などに1~2泊程度で家庭生活を体験

## 養育里親の場合

- 養育里親研修があります
- 18歳まで生活を共にします

より身近にできる制度

## 一時里親

詳しくは、  
岡山市こども  
総合相談所 HP  
「里親制度について」



ぐるーんでは、施設で暮らしている子ども達とふれあうサポーターを随時募集しています。

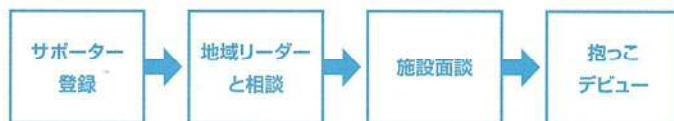


ぐるーんについて

乳児院で暮らす子ども達を抱きしめる活動からスタート。里親制度や養子縁組制度への理解を深めるための情報発信や、生育環境の違いを超えた子ども達の交流イベント等を行っています。全国のサポーターは1000人以上。

### ■ぐるーんサポーター

- ◎ 乳児院や児童養護施設で、抱っこやスキンシップ遊びを通して子ども達とふれあいます。月に2回以上、1年間は「抱っこ」を継続できる方。
- ◎ 定期的な「抱っこ」に行けなくても、他の活動には参加できます。



サポーター登録はこちら <http://p.tl/evG7>

### ■ぐるーんスポンサー

- ◎ 親と離れて暮らす子ども達の未来をぐるーんと一緒に応援してください。



【オフィシャルスポンサー】 企業や団体のスポンサー向け

スポンサー登録はこちら <http://p.tl/LkHy>

【パーソナルスポンサー】 個人のスポンサー向け(1か月100円~/毎月)

スポンサー登録はこちら <http://p.tl/afK5>

お問い合わせ

一般社団法人  
ぐるーん

〒700-0054

岡山県岡山市北区下伊福西町 7-32-309

TEL: 086-250-0418 E-mail: info@gruun.org

<https://www.facebook.com/gruun.org>

<http://gruun.org/>

愛情のかけ橋を  
わたそう

# 週末にできる ボランティア

## 一時里親のこと



一般社団法人ぐるーん 岡山市

平成28年度 岡山市市民協働推進モデル事業

# 一時里親 になりませんか？

日本全国では約 46,000 人、岡山市でも 200 人以上の子ども達が、様々な理由で家族と暮らすことができません施設で生活しています。(平成 27 年度)中には親や親族の所への外泊や、施設での面会もできない子ども達もいます。そのような子ども達を長期休暇や週末に家庭に迎え、家庭生活を送る機会を提供するのが一時里親です。

## 一時里親の目的は

### 家庭生活体験

施設での集団生活とは違う少人数の家庭での生活を経験させてください。当たり前の生活習慣や小さな気づきも、経験によって身に付くものです。

### 自分を愛し関わってくれる大人の存在

施設の先生以外で自分のことを愛して関わってくれる大人がいることで、安心感を得られ自信にも繋がります。

### 自分の家庭を築く際のモデル

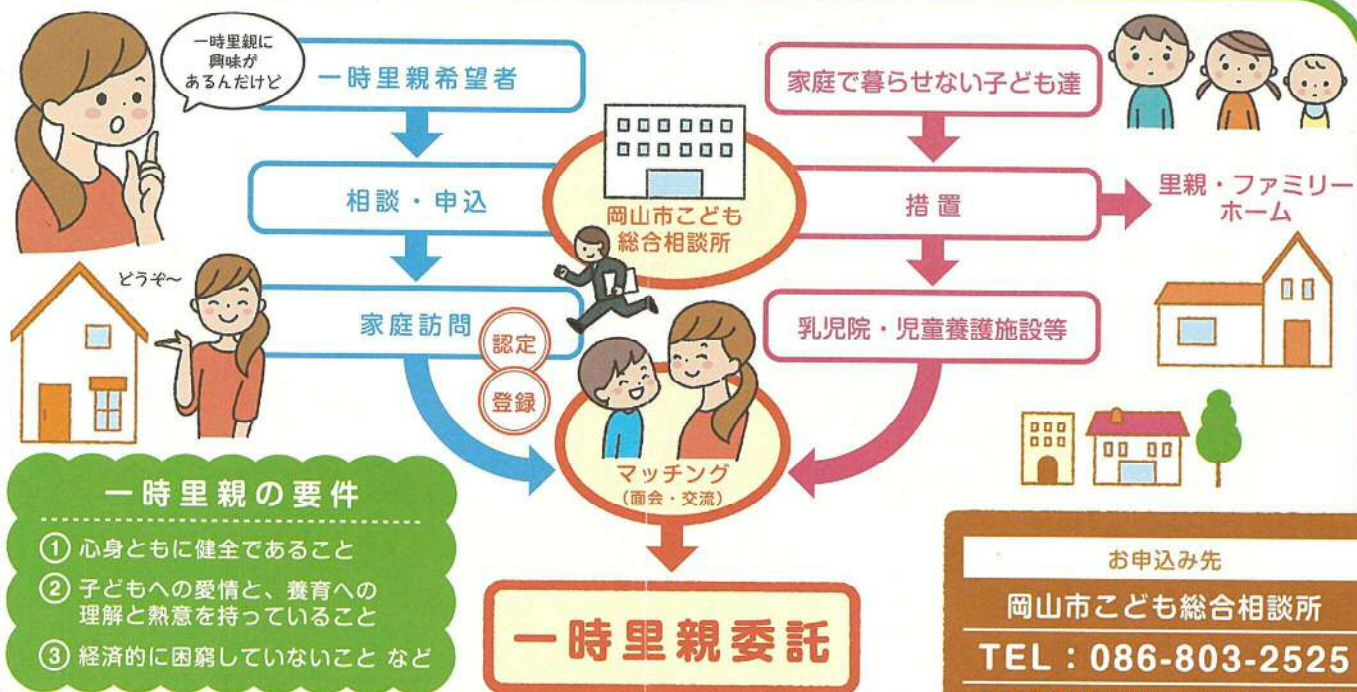
将来子ども達が自分の家庭を築くためには、家庭というものを体感する必要があります。日常生活習慣や家族の役割をそこから学び、将来の自分の家庭のモデルを描いていきます。

### 自立への支援

18 歳(場合によっては 20 歳)になり施設を退所するまでに、自立に必要なことを学ぶ場になります。また定期的に継続して受け入れることで、一時里親との心の繋がりが深まります。施設を退所しても絆が切れることなく、むしろ社会に出て困った時に頼りできる存在であり、居場所にもなるでしょう。



## どうしたら一時里親になれるの？



### 一時里親の要件

- ① 心身ともに健全であること
- ② 子どもへの愛情と、養育への理解と熱意を持っていること
- ③ 経済的に困窮していないこと など

## 一時里親委託

お申込み先

岡山市子ども総合相談所  
TEL : 086-803-2525

〒700-8546 岡山市北区鹿田町 1-1-1  
保健福祉会館 5 階

## Q & A

Q.1

一時里親って何をしたらいいの？

A

特別なことをする必要はありません。普段の生活を共に体験させてください。



Q.2

夫婦そろってなくても、子どもを預かることができますか？

A

単身者でも一時里親になれます。夫婦の場合は、原則として夫婦で登録してください。



Q.3

預かる子どもは、どのように決まるのですか？

A

マッチングによって一時里親と子どもの意向が合えば決まります。



Q.4

預かっている間の病気・けが・事故等が心配です。

A

一時里親への委託中に子どもが病気等にかかった場合は、基本的に子どもの在籍する児童養護施設が対応します。

